

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社ひだまり
- (2) 代表者 代表社員 鈴木 正明
- (3) 法人所在地 大阪府大阪市淀川区西中島三丁目 20 番 8 号新和ビル 702

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 ひだまり
- (2) 所在地 門真市寿町 20 番 27 号エーデルビューロ 401
- (3) サービス種別 就労移行支援・就労継続支援 B 型

3 処分年月日

令和 4 年 4 月 26 日（火曜日）

4 指定取消年月日

令和 4 年 5 月 24 日（火曜日）

5 指定取消の理由

不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

令和 3 年 8 月から 12 月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。